

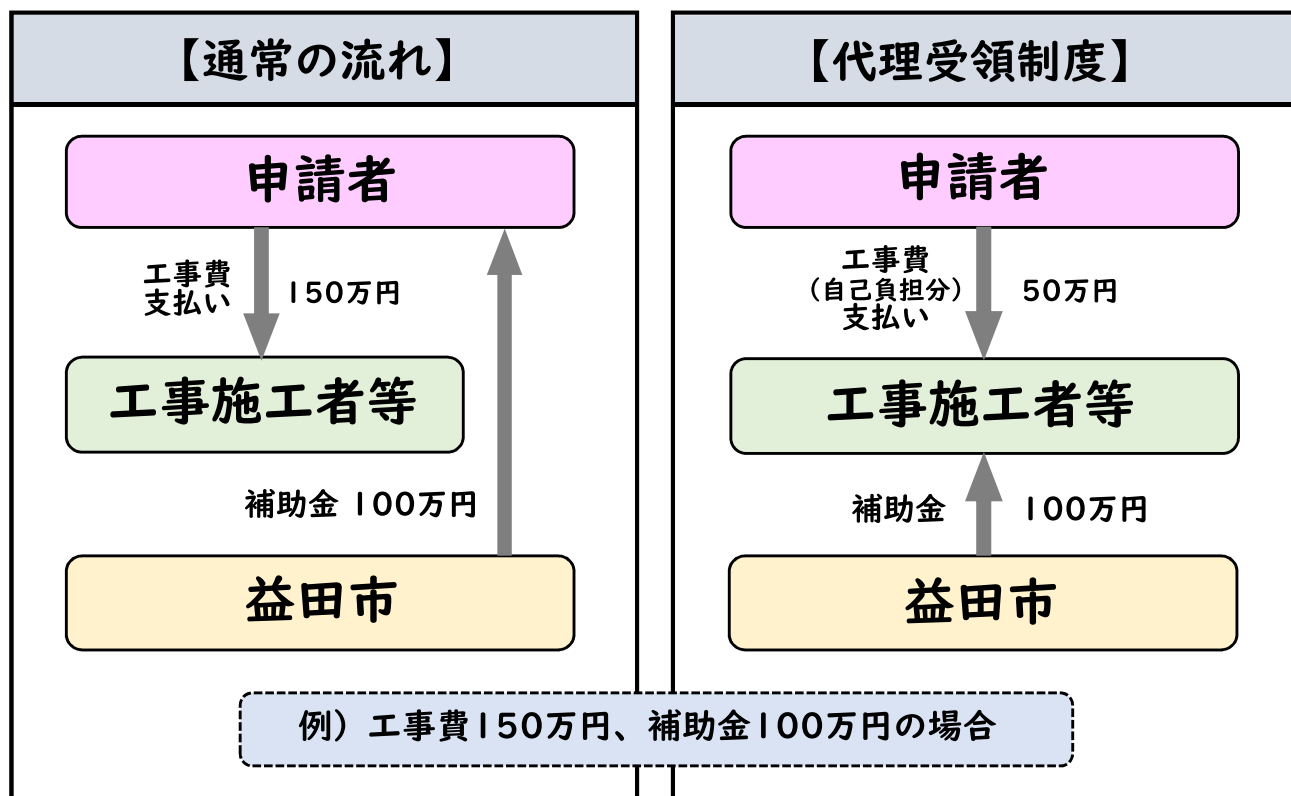
建築物等関連事業補助金

代理受領制度のご案内

【代理受領制度とは】

申請者との契約により各種補助事業を活用した工事等を行った工事施工者等が、申請者の委任を受け補助金の受領を代理で行うことができる制度です。

この制度を利用することにより、申請者は工事費等と補助金の差額分のみの費用を用意すればよくなるため、当初の費用負担が軽減されます。



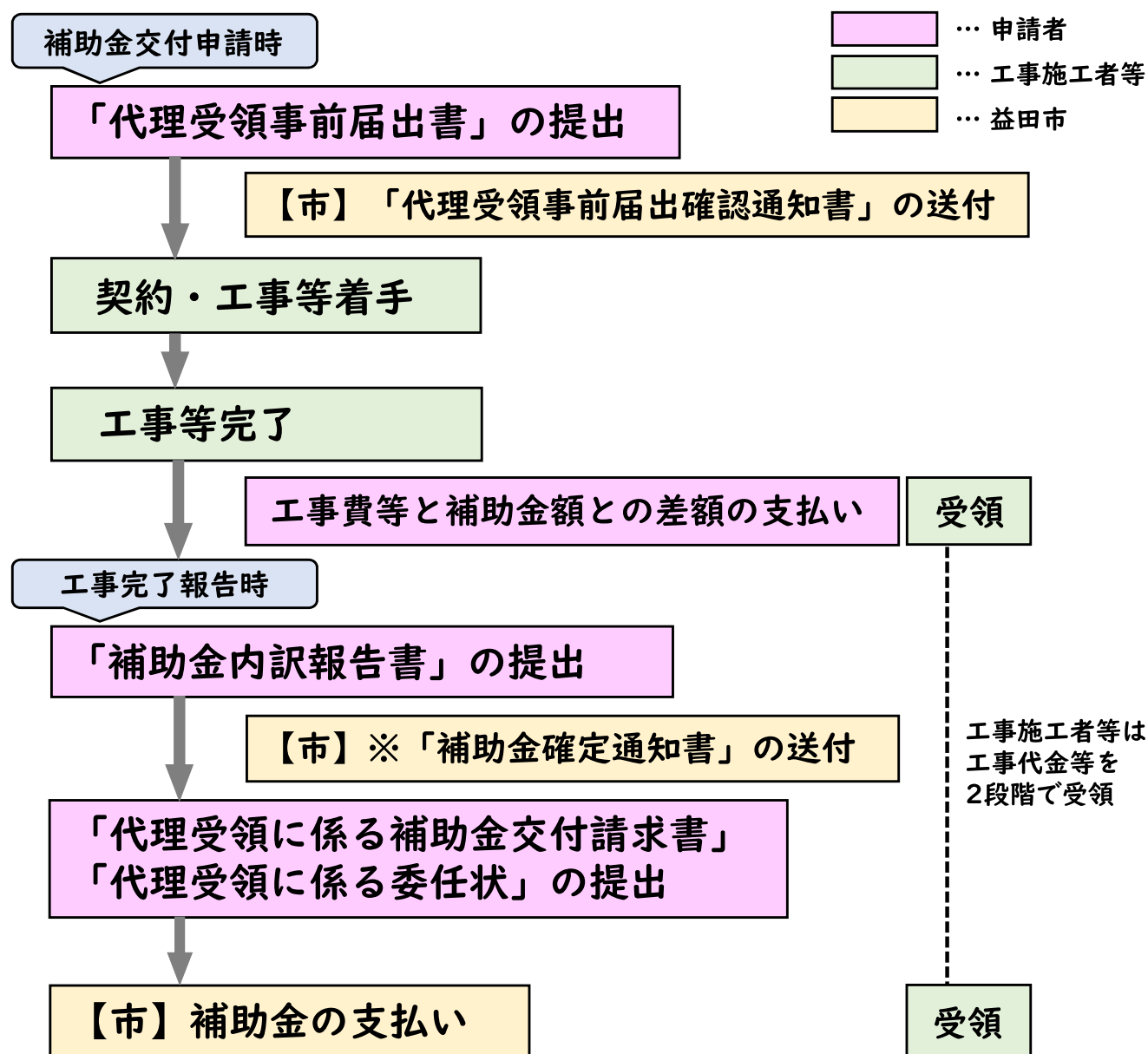
代理受領制度を利用できる補助事業

- 益田市木造住宅耐震化促進事業
- 益田市ブロック塀等安全確保事業
- 益田市要安全確認計画記載建築物耐震改修等事業
- 益田市老朽危険空家等除却支援事業

【お問い合わせ先】 益田市建設部建築課 指導係

TEL : 0856-31-0668

代理受領制度利用の流れ



～ 代理受領制度の利用にあたっての注意事項 ～

- ・代理受領制度の利用は任意です。
- ・代理受領制度を利用するには、申請者と受任者（工事施工者等）との合意が必要です。制度の利用を希望される方は、契約予定の事業者とよく話し合ってください。
- ・補助金の請求は、補助事業の完了報告後、補助金額を確定した後になります。工事施工者等が代金（補助金分）を受領できる時期が、契約書で定められた期限を過ぎてしまう場合があります。
- ・自己負担分以上の金額を前払金等で事前に工事施工者等へ支払っている場合はこの制度は利用できません。